

(指導が不適切である教諭等の定義)

第 2 条 この規則において指導が不適切である教諭等とは、広島市立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校(以下「広島市立学校」という。)の教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、実習助手及び常勤講師(条件附採用期間中の者及び臨時的任用者を除く。)のうち、児童等に対する指導が不適切で、指導改善研修を受ける必要があると認定された者をいう。

(指導状況の把握等)

第 3 条 広島市立学校の園長、校長及び広島市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、教諭等の指導状況の把握に努め、児童等への指導が不適切である教諭等に対しては、早期に、適切な指導、助言その他の支援を行うよう努めるものとする。

(申請等)

第 4 条 広島市立学校の園長又は校長は、前条の規定による指導、助言その他の支援を行ってもなお児童等に対する指導を適切に行うことができないと判断し、指導が不適切である教諭等に該当すると思料するときは、教育委員会に対し、当該教諭等が、指導が不適切である教諭等に該当する旨の認定を申請するものとする。

2 前項の規定による申請に当たって、当該園長又は校長は、指導が不適切である教諭等の認定に係る申請書に、指導が不適切である教諭等に係る調書を添えて、教育委員会に提出するものとする。

3 前項の規定により申請を行う場合において、当該園長又は校長は、当該教諭等に意見を述べる機会を与え、これを録取した書面を併せて提出するものとする。

4 教育委員会は、第 1 項の申請があった場合には、当該教諭等に書面又は口頭により意見を述べる機会を与えるものとする。

(指導が不適切である教諭等の認定等)

第 5 条 教育委員会は、前条第 1 項の規定による申請があったときは、当該申請に係る教諭等が、指導が不適切である教諭等に該当する旨の認定をするかどうかを決定するものとする。

2 教育委員会は、前項の認定に当たっては、別に定めるところにより、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する専門的知識を有する者及び市内に居住する保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。)の意見を聴かなければならない。

3 教育委員会は、第 1 項の認定をしたときは、速やかにその旨を、前条第 1 項の規定による申請をした者及び当該認定を受けた教諭等に通知するものとする。

(指導改善研修)

第 6 条 教育委員会は、前条第 1 項の認定を行った教諭等に対して、指導改善研修を実施する。

2 指導改善研修の期間は、1 年を超えない範囲内で教育委員会が定める。ただし、教育委員会は、特に必要があるときは、指導改善研修を開始した日から引き続き 2 年を超えない範囲内でこれを延長することができる。

3 教育委員会は、前項の指導改善研修の実施に当たっては、当該教諭等の能力、適正等に応じ、指導改善研修に関する計画書

を作成し、第 4 条第 1 項の規定による申請をした者及び当該教諭等に通知するものとする。

4 指導が不適切である教諭等に対しては、当該園長又は校長が、前項に規定する指導改善研修に関する計画書に基づき、指導改善研修を受けることを命ずるものとする。

5 前各号に定めるもののほか、指導改善研修に関し必要なことは、別に定める。

(指導改善研修状況報告)

第 7 条 当該園長又は校長は、指導が不適切である教諭等について、研修の効果の把握に努めるとともに、その記録を月ごと及び年度ごとに、遅滞なく、教育委員会に報告するものとする。

(指導改善研修終了時の認定等)

第 8 条 教育委員会は、指導改善研修の終了時において、前条の規定による報告その他の資料に基づき、指導が不適切である教諭等の指導改善の程度が、次の各号のいずれに該当するかの認定を行う。この場合においては、第 4 条第 4 項及び第 5 条第 2 項の規定を準用する。

(1) 児童等に対する指導を適切に行うことができるようになったと認められる旨の認定

(2) 引き続き指導改善研修を受ければ、児童等に対する指導を適切に行うことができるようになると見込まれる旨の認定

(3) 指導改善研修終了後もなお児童等に対する指導を適切に行うことができる程度まで改善する余地がないと認める旨の認定

2 前項の規定による認定をしたときは、教育委員会は、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 前項第 1 号の認定をしたときは、第 5 条第 1 項の認定の解除

(2) 前項第 2 項の認定をしたときは、第 6 条第 2 項ただし書きの規定による指導改善研修の期間の延長

(3) 前項第 3 項の認定をしたときは、法第 25 条の 3 の規定による免職その他の必要な措置

3 教育委員会は、前項各号の措置を講ずるときは、速やかにその旨を、当該園長又は校長及び当該教諭等に通知するものとする。

(委任)

第 9 条 この教育委員会規則の施行に関し必要な細則は、広島市教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~  
広島市教育委員会規則第 12 号

平成 20 年 3 月 26 日

広島市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則をここに公布する。

広島市教育委員会

委員長 石 井 眞 治

# 広島市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島市教育委員会に係る行政手続等を電子情報処理組織（広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年広島市条例第55号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第3条第1項の電子情報処理組織をいう。次条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うために必要な事項を定めるものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第2条 情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等は、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第6条第1項の規定による開示請求書の提出とする。

2 前項の申請等の方法その他必要な事項については、市長の事務部局の例による。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

広島市教育委員会規則第13号

平成20年3月26日

広島市体育指導委員規則を廃止する規則をここに公布する。

広島市教育委員会

委員長 石井 眞 治

## 広島市体育指導委員規則を廃止する規則

広島市体育指導委員規則（昭和37年教育委員会規則第2号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成20年3月31日から施行する。

## 教育委員会告示

広島市教育委員会告示第4号

平成20年3月21日

広島市教育委員会（臨時会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会

委員長 石井 眞 治

1 日 時 平成20年3月26日（水） 午後2時～

2 場 所 中区役所6階 教育委員会

3 議 題

(1) 専門家評価試行実施報告書及び広島市学校評価システム第三者評価検討会議最終報告書について

(2) 広島市少年自然の家条例施行規則の一部改正について

(3) 広島市教育委員会公印規則の一部改正について

(4) 広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正について

(5) 広島市教育委員会事務決裁規則の一部改正について

(6) 広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

(7) 広島市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の制定について

(8) 指導が不適切である教諭等の認定の手続、指導改善研修の実施等に関する規則の制定について

(9) 広島市体育指導委員規則の廃止について

(10) 教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行について

(11) 市長の権限に属する事務の一部の補助執行について

(12) 教職員の人事について【非公開予定】

(13) 事務局等の職員の人事について【非公開予定】

留意事項

1 会議を傍聴しようとする人は、事前に電話等により申し込みの上、会議の始まる前までに傍聴券の交付を受けてください。（定員10人程度）

2 会議において非公開として決定した議題については、傍聴することができませんのでご了承ください。

問い合わせ先

広島市教育委員会事務局総務課（TEL(082)504-2463）

## 水道局規程

広島市水道局規程第2号

平成20年3月28日

広島市水道局庁用自動車管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者

広島市水道局長 江 郷 道 生

広島市水道局庁用自動車管理規程の一部を改

正する規程

広島市水道局庁用自動車管理規程（昭和49年広島市水道局規程第11号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「運転者のてん末書を添えて」を削る。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

広島市水道局規程第3号

平成20年3月28日

広島市水道局契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者

広島市水道局長 江 郷 道 生

広島市水道局契約規程の一部を改正する規程

広島市水道局契約規程（昭和39年広島市水道局規程第8号）の一部を次のように改正する。

第4条中「次の各号の一に」を「一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに」に、「者は、その事実があつた後

2 年間」を「ときは、その者について 3 年間」に改め、同条第 1 号中「した者」を「したとき。」に改め、同条第 2 号中「妨げた者」を「妨げたとき」に、「連合した者」を「連合したとき。」に改め、同条第 3 号及び第 4 号中「妨げた者」を「妨げたとき。」に改め、同条第 5 号中「履行しなかつた者」を「履行しなかつたとき。」に改め、同条第 6 号中「前各号の一に該当する事実があつた後 2 年を経過しない者を」を「この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は」に、「使用した者」を「使用したとき。」に改める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 4 条の規定は、一般競争入札に参加しようとする者がこの規程の施行の日以後の事実により同条各号のいずれかに該当すると認められるときについて適用し、同日前の事実により改正前の第 4 条各号のいずれかに該当すると認められる者については、なお従前の例による。

### 病院事業局規程

#### 広島市病院事業局規程第 1 号

平成 20 年 3 月 3 日

広島市病院事業局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市病院事業管理者 原 田 康 夫

#### 広島市病院事業局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

広島市病院事業局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成 19 年病院事業局規程第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「管理者が別に指定する」を「別表第 1 の左欄に掲げる条例の同表の右欄に掲げる」に改める。

第 10 条中「別表」を「別表第 2」に改める。

別表を別表第 2 とし、附則の次に次の 1 表を加える。

別表第 1（第 3 条関係）

|                              |           |
|------------------------------|-----------|
| 広島市情報公開条例（平成 13 年広島市条例第 6 号） | 第 6 第 1 項 |
|------------------------------|-----------|

#### 附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

#### 広島市病院事業局規程第 2 号

平成 20 年 3 月 31 日

広島市病院事業局事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市病院事業管理者 原 田 康 夫

#### 広島市病院事業局事務分掌規程の一部を改正

#### する規程

広島市病院事業局事務分掌規程（平成 13 年病院事業規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条事務局の経営管理課を次のように改める。

#### 経営管理課

##### 管理係

##### 情報システム係

第 1 条中、舟入病院の次に次のように加える。

#### 総合リハビリテーションセンター

##### 事務室

##### 総合相談室

##### 医療科

##### リハビリテーション科

##### 看護科

##### 自立訓練科

第 2 条第 3 項を次のように改める。

#### 3 病院及び総合リハビリテーションセンター

(1) 病院長、総合リハビリテーションセンター長及び副院長を置く。

(2) 事務室に事務長を置き、必要があるときは、事務室に担当課長、主幹又は専門員を置く。

(3) 事務室の係に係長を、係を置かない事務室に主任を置き、必要があるときは、係及び係を置かない事務室に主査又は主任技師を置く。

(4) 各科、各センター（総合リハビリテーションセンターを除く。以下この条において同じ。）及び各部（看護部を除く。）に主任部長若しくは部長又は担当課長を、栄養室及び総合相談室（総合リハビリテーションセンターに限る。）に室長を置き、必要があるときは、手術室に主任部長又は部長を置く。

(5) 各科、各センター、各部（看護部を除く。）、手術室、栄養室及び総合相談室に必要があるときは、副部長、薬剤長、技師長、検査長、副技師長、主幹、専門員、主任、主査、主任技師、副看護部長、看護師長又は主任看護師を置く。

(6) 看護部又は看護科に看護部長、総看護師長、看護師長、主任看護師を置き、必要があるときは、副看護部長を置く。

第 3 条事務局の経営管理課の第 15 号及び第 16 号を削り、第 17 号を第 15 号とし、第 18 号から第 38 号までを 2 号ずつ繰り上げる。

第 3 条事務局の財務課の第 11 号中「借入」を「借入れ」に、「工事」を「製造及び工事」に改め、「保守等」を削り、第 12 号を第 14 号とし、第 11 号の次に次の 2 号を加える。

(12) 安芸市民病院の管理運営に関すること。

(13) 広島市医師会との協議・調整に関すること。

第 3 条広島市民病院の事務室の第 32 号を次のように改める。

(32) 物品の購入、借入れ及び修繕の契約並びに検収、製造及び工事の請負契約並びに委託契約に関すること。

第 3 条舟入病院の事務室の第 33 号を次のように改める。

(33) 物品の購入、借入れ及び修繕の契約並びに検収、製造及び

工事の請負契約並びに委託契約に関すること。

第3条中、舟入病院の次に次のように加える。

#### 総合リハビリテーションセンター

##### 事務室

- (1) 病棟その他施設及びその構内の管理に関すること。
- (2) 自動車等による交通事故の処理に関すること。
- (3) 文書の收受及び発送に関すること。
- (4) 公印の管理に関すること。
- (5) 図書室に関すること。
- (6) 広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）に基づく公文書（総合リハビリテーションセンター内に所在するものに限る。）の開示に関すること。
- (7) 広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号）に基づく個人情報（総合リハビリテーションセンター内に所在するものに限る。）の開示、訂正等に関すること。
- (8) 広報に関すること。
- (9) 総合リハビリテーションセンターの庶務に関すること。
- (10) 病院機能評価受審及び認定に関すること。
- (11) 総合リハビリテーションセンターの整備に関すること。
- (12) 治験の実施に関すること。
- (13) 職員の人事に関すること。
- (14) 職員の勤務条件に関すること。
- (15) 労働組合に関すること。
- (16) 職員の公務災害補償に関すること。
- (17) 職員の旅費に関すること。
- (18) 職員の被服の貸与に関すること。
- (19) 職員の福利厚生に関すること。
- (20) 職員の労働安全管理及び衛生管理の実施に関すること。
- (21) 財団法人広島市職員互助会、広島市職員共済組合及び広島市職員健康保険組合等に係る申請に関すること。
- (22) 職員研修の実施に関すること。
- (23) 総合リハビリテーションセンターのIT化に関すること。
- (24) システムの管理運用に関すること。
- (25) 予算及び決算に関すること。
- (26) 財政計画及び資金運用に関すること。
- (27) 一時借入金に関すること。
- (28) 収入及び支出に関すること。
- (29) 支出伝票及び振替伝票の審査に関すること。
- (30) 固定資産及び物品の管理に関すること。
- (31) その他財務に関すること。
- (32) 総合リハビリテーションセンターの経営改善に関すること。
- (33) 物品の購入、借入れ及び修繕の契約並びに検収、製造及び工事の請負契約並びに委託契約に関すること。
- (34) 貯蔵品（印刷物及び消耗品）の受払い事務に関すること。
- (35) 不用物品の売払いの契約に関すること。
- (36) 社会保険等の診療契約に関すること。

- (37) 医療管理統計及び報告に関すること。
- (38) 診療報酬その他の収入の請求に関すること。
- (39) 医療の公費負担申請に関すること。
- (40) 診療録等の送達、保管、整備に関すること。
- (41) 健康保険被保険者の検診事務の総括に関すること。
- (42) 診療報酬その他の収入調定及び保険査定、返戻等の調査に関すること。
- (43) 診療報酬その他の収入の督促等に関すること。
- (44) 診療費等の過誤納金の処理に関すること。
- (45) 医療関係法規及び診療報酬算定の研究に関すること。
- (46) 診療情報に関すること。
- (47) 訴訟事務に関すること。

##### 総合相談室

- (1) 総合リハビリテーションセンターの総合案内業務に関すること。
- (2) 初診患者の診療録、診察券発行及び登録に関すること。
- (3) 患者の受付、案内、入退院の受付事務に関すること。
- (4) 医療相談及び更生相談並びに医療社会事業の相談に関すること。
- (5) 医療連携及び病床管理に関すること。
- (6) 自立訓練施設の居室の管理に関すること。
- (7) 総合評価会議の開催に関すること。
- (8) 苦情及び医療事故に関すること。
- (9) 地域医療連携活動に関すること。
- (10) 福祉機器の展示に関すること。
- (11) リハビリテーションに関する情報の収集に関すること。
- (12) リハビリテーションに関する専門的な相談及び指導に関すること。
- (13) 調査、研究及び専門研修に関すること。
- (14) 医学的、心理学的及び職能的判定・指導に関すること。
- (15) 補装具の処方及び適合判定に関すること。
- (16) 地域リハビリテーションに関すること。

##### 医療科

- (1) 患者の診療に関すること。
- (2) 診療録に関すること。
- (3) 患者食の検査に関すること。
- (4) 医学研究に関すること。
- (5) 医師の臨床研修に関すること。
- (6) 病理、細菌及び血液その他医学的検査に関すること。
- (7) 生化学的検査に関すること。
- (8) 調剤及び製剤に関すること。
- (9) 薬品の管理に関すること。
- (10) 放射線撮影・検査に関すること。
- (11) 放射線の安全管理に関すること。
- (12) 一般給食及び治療食の食数、献立の管理に関すること。
- (13) 栄養改善及び栄養相談に関すること。
- (14) 患者給食における衛生管理に関すること。
- (15) 栄養指導に関すること。
- (16) 患者の嗜好調査に関すること。

リハビリテーション科

- (1) 理学療法に関すること。
- (2) 作業療法に関すること。
- (3) 言語療法に関すること。
- (4) 臨床心理に関すること。

看護科

患者の看護及び診療補助に関すること。

自立訓練科

- (1) 自立のための訓練及び指導に関すること。
- (2) 利用者の生活支援及び生活指導に関すること。

第 3 条安佐市民病院の事務室の第 33 号を次のように改める。

③ 物品の購入、借入れ及び修繕の契約並びに検収、製造及び工事の請負契約並びに委託契約に関すること。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

広島市病院事業局規程第 3 号

平成 20 年 3 月 31 日

広島市病院事業局職務権限規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市病院事業管理者 原 田 康 夫

広島市病院事業局職務権限規程の一部を改正

する規程

広島市病院事業局職務権限規程（平成 13 年病院事業規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 項中「病院事業」を「病院事業等」に改める。

第 4 条の見出し中「病院長」の右に「等」を加え、同条第 1 項中「病院長」を「病院長等（病院長（第 10 条第 1 項に規定する病院長を除く。以下別表を除き同じ。）及び総合リハビリテーションセンター長をいう。以下同じ。）」に、「病院事業」を「病院事業等」に改め、同条第 2 項から第 4 項までの規定中「病院長」を「病院長等」に改める。

第 5 条第 1 項中「病院長の命」を「病院長（総合リハビリテーションセンターにあっては、総合リハビリテーションセンター長。以下この項において同じ。）の命」に改め、同条第 2 項中「病院長」を「病院長等」に改める。

第 6 条第 3 項中「病院長」を「病院長等」に改める。

第 7 条第 1 項中「事務長」の右に「、総合リハビリテーションセンターのリハビリテーション担当課長及び自立訓練担当課長」を、「センター長」の右に「（総合リハビリテーションセンター長を除く。）」を加え、「及び薬剤長」を「並びに薬剤長」に、「副院長の命」を「副院長（総合リハビリテーションセンターの事務長等にある場合は、総合リハビリテーションセンター長。以下この条において同じ。）の命」に改め、同条第 2 項中「は、病院」を「は、病院等（広島市病院事業の設置等に関する条例（昭和 41 年広島市条例第 62 号）第 2 条第 2 項の表に規定する病院（広島市医師会運営・安芸市民病院を除く。）及び広島市総合リハビリテーションセンター条例（平成 20 年広島市条例第 20 号）第 1

条に規定するリハビリテーションセンターをいう。以下同じ。）」に、「病院の」を「病院等の」に改め、同条第 3 項中「及び病院長」を「及び病院長等」に、「、病院長」を「、病院長等」に改め、「副院長」の右に「（総合リハビリテーションセンターの事務長等にある場合は、総合リハビリテーションセンター長）」を加える。

第 8 条第 2 項中「病院長」を「病院長等」に改める。

第 10 条中第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項中「担当課長は、事務局長、病院長、事務局次長、副院長、課長又は事務長の」を「担当課長（第 7 条第 1 項に規定する担当課長を除く。）は、事務局長、病院長、事務局次長、副院長、課長又は事務長の」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

総合リハビリテーションセンター病院長は、事務局長、事務局次長又は総合リハビリテーションセンター長の命を受け、その所管事務のうち重要事項の調査及び企画に参画し、事務局長、事務局次長又は総合リハビリテーションセンター長が定めた専門的な知識・技術を必要とする事務の遂行にあたり、その場合において、総合リハビリテーションセンター病院長は、事務局長、事務局次長又は総合リハビリテーションセンター長が定めるものについては総合リハビリテーションセンター長と同等の職務権限を行使するものとする。

第 14 条第 1 項第 2 号の表中「(2)病院」を「(2)病院等」に、「病院長」を「病院長等」に改める。

第 17 条第 6 項中「病院長」を「病院長等」に、「は、副院長」を「は、副院長（総合リハビリテーションセンターの事務長等の権限に属する事項にあっては、当該権限を有する事務長等）」に改め、同条第 7 項中「事務長」を「事務長等」に、「課」を「所属」に改め、同条第 8 項中「事務長」を「事務長等」に改める。

別表職務権限表の 2 の表の経営管理課の部 17 服務に関する事務の項中「勤務時間、休憩時間及び休息時間」を「勤務時間及び休憩時間」に改める。

別表職務権限表の 3 の表中「病院共通職務権限」を「病院等共通職務権限」に、

|    |          |         |          |         |   |    |          |          |          |         |
|----|----------|---------|----------|---------|---|----|----------|----------|----------|---------|
| 係長 | 事務<br>長等 | 病院<br>長 | 事務<br>局長 | 管理<br>者 | を | 係長 | 事務<br>長等 | 病院<br>長等 | 事務<br>局長 | 管理<br>者 |
|----|----------|---------|----------|---------|---|----|----------|----------|----------|---------|

に改め、同表 3 組織・人事管理の項中、

|                                  |   |                                            |  |  |   |
|----------------------------------|---|--------------------------------------------|--|--|---|
| 2 専門職位の<br>事務分担及び<br>職務権限の決<br>定 | ○ | 2 専門職位の<br>事務分担及び<br>職務権限の決<br>定           |  |  |   |
|                                  |   | (1) 総合リハ<br>ビリテ<br>ーショ<br>ンセン<br>ター病<br>院長 |  |  | ○ |
|                                  |   | (2) その他の<br>専門職位                           |  |  | ○ |

に、「勤務時間、休憩時間及び休息時間」を「勤務時間及び休憩時間」に改める。